

川崎市告示第455号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和7年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 住民登録事務専用区長印

- (1) 使用開始日 令和7年9月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 60
- (3) 書体 れい書
- (4) 寸法 方6mm

(5) 保管場所、個数及び印影

ア 川崎区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（川崎区長） 3個 印影省略

イ 宮前区役所区民サービス部区民課

住民登録専用事務区長印（宮前区長） 2個 印影省略